

薬 第 858-3 号
平成25年12月12日

一般社団法人埼玉県医師会会长
一般社団法人埼玉県歯科医師会会长
一般社団法人埼玉県薬剤師会会长
一般社団法人埼玉県病院薬剤師会会长

} 様

埼玉県保健医療部薬務課長
吉田建光（公印省略）

「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害救済制度
の周知について（協力依頼）」の通知について

本県の保健医療行政の普及推進につきまして、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省から独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害救済制度の周知について、別添のとおり協力依頼がありました。

つきましては、貴会会員へ当該制度についてお知らせくださるようお願ひいたします。

（参考：リーフレット掲載ページ）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構ホームページ「健康被害救済制度」のサイト
<http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai.html>

薬務課 総務・薬事計画担当 脇田
電話 048-830-3625
FAX 048-830-4806



薬食副発1129第1号
平成25年11月29日

都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課
医薬品副作用被害対策室長



独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害救済制度の周知について

(協力依頼)

平素より厚生労働行政の推進にご協力を賜り感謝申し上げます。

標記制度は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）に基づく医薬品副作用並びに生物由来製品感染等による健康被害の救済に関する制度となっております。

これらの制度は、医薬品による副作用並びに生物由来製品による感染等により、入院治療が必要な程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行う制度であり、この救済給付に必要な費用は、医薬品並びに生物由来製品の製造販売業者がその社会的責任に基づいて納付する拠出金が原資となっております。

医薬品の副作用並びに生物由来製品の感染等で健康被害にあわれた方を救済給付するためには、広く国民や医療機関等に認知していただく必要があり、制度周知に努めているところであります。

しかしながら、平成24年度に行った医薬品副作用被害救済制度の認知度調査において「知っている」と回答されたのは、国民が約5%、医療関係者が約50%となっており、更なる制度周知が必要となっております。

医療関係者への周知は、救済給付の請求の際に診断書等が必要なことなどから、特に制度周知が重要となっております。平成24年1月30日付事務連絡においても研修での制度周知をお願い申し上げているところであります。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）においては、リーフレットの他、広報資料を無料で配布しております。また、機構のホームページに健康被害救済制度のリーフレットが掲載されておりますので、ダウンロードしてご活用いただけます。

また、研修で健康被害救済制度の説明を行う際、機構の職員を講師として派遣することについても、ご相談に応じます。

貴職においてご了知の上、貴管内市区町村及び医療機関等に制度周知をお願い申し上げます。

(リーフレット掲載箇所)

機構ホームページの「健康被害救済制度」のサイト

<http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai.html>

(広報資料等の申込先・相談先)

救済制度相談窓口：0120-149-931（フリーダイヤル）

